二　りじ録はの（磁前号の他電さ気的記録イ了解当てさ電内子の計算機媒ク体、得該国れ子の内備を含むﾟ）、デにおいて、当該国内受信者が信報機媒ス体のに電れ供給た閲覧を通ブ電イメール又は通信ネットワークを通じて送信する方回イメール書面を交付するよう求めた場合であって、当該送信が同号の規定に基づき提供された旨を通知する方法にルム書面をもって行うよう求めたとき。

三　当該国内受信者が第一号の了解を取り消したとき。

告示

○総務省告示第百九十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百五十条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の有料放送の役務を次のとおり指定し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年四月二十六日

総務大臣　山本　早苗

1　放送法（以下「法」という。）第百五十条の三第一項第一号の規定により指定する有料放送の役務（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。

2　法第百五十条の三第一項第二号の規定により指定する有料放送の役務は、次に掲げるものとする。

一　衛星基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務

二　衛星一般放送を契約の対象とする有料放送の役務

三　有線一般放送を契約の対象とする有料放送の役務

○国土交通省告示第七百十一号

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十三条第一項の規定に基づき、首都圏整備計画を次のように変更したので、同法第二十三条第二項において準用する第二十二条第三項及び首都圏整備法施行規則（昭和三十三年首都圏整備委員会規則第二号）第一条第一項の規定により公表する。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

首都圏整備計画

序説

1　計画の意義
2　計画の構成及び性格
3　計画の対象区域
4　計画の実施
5　計画の期間
6　計画の運用等

［第1部］

第1章　首都圏を取り巻く諸状況と課題

第1節　首都圏を取り巻く諸状況

1　我が国をめぐる大きな変化
2　我が国が目指す将来像と課題
3　首都圏の果たすべき役割

第2節　首都圏の現状と課題

1　これまでの首都圏整備
2　首都圏整備の現状と課題

第2章　首都圏の将来像とその実現のための施策

第1節　目標とする社会や生活の姿

1　人材や文化が集まる創造の場の整備
2　上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切な「洗練された首都圏」の構築
3　共生を概念に含み、面的な対流が起きている首都圏
4　首都圏の将来像

第2節　人口規模の将来見通し等

1　人口
2　土地利用

第3節　目指すべき圏域構造

1　圏域構造の基本的方向
2　圏域整備の基本的考え方

第4節　首都圏の将来像実現のための施策

1　防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化
2　スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化
3　都市と農山漁村の対流も視野に入れた異次元の超高齢社会への対応
4　社会システムの質の更なる向上
5　柔軟で高効率な生産システム等による日本再興のための取組
6　地域の環境の刷新とクリエイティビティ・イノベーションの創出
7　若者・女性・高齢者・障害者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり
8　田園回帰を視野に入れた農山漁村の活性化
9　首都圏ならではの世界に通用する観光地域づくり
10　オリンピック・パラリンピックの機会に、洗練された首都圏と東北の復興を世界にアピール

［第2部］

第3章　施設の整備計画

1　道路
2　鉄道
3　飛行場
4　港湾等
5　情報通信施設
6　水資源開発施設
7　水道
8　工業用水道
9　下水道
10　廃棄物処理施設
11　河川、海岸等
12　宅地
13　公園・緑地等
14　住宅
15　教育文化施設等
16　その他